〇〇区　個人情報取扱基準

　　〇〇年〇月〇日施行

〇〇年〇月〇日改正

（目的）

第１条　〇〇区（以下「本区」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

第２条　本区は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、区活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第３条　本区は、この個人情報取扱基準を、総会資料又は回覧等により区民に周知するものとする。

（取得）

第４条　本区は、区長が「〇〇区加入届」（様式１）等を、区民又は区民になろうとする者（以下「区民等」という。）から受理することにより、個人情報を取得する。

２　本区が区民等から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む。）、生年月日、性別、住所、電話番号（緊急連絡先）その他の事項で、区民等が同意する事項とする。

（利用目的）

第５条　本区が保有する個人情報は、次に掲げる目的に沿った利用を行うものとする。

（1）　区民名簿、区民所在マップの作成

（2）　協議費の請求及び管理

（3）　回覧その他文書の配付

（4）　区民の親睦、交流活動

（5）　防災・防犯の活動

（6）　災害等緊急時における支援活動

（管理）

第６条　個人情報は、区長又は区長が指定する役員が保管し、適正に管理するものとする。

２　不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（第三者提供）

第７条　個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければ第三者に提供することができない。

（1）法令に基づく場合

（2）人命に関わる場合であって本人からの同意を得るのが困難であるとき。

（3）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

２　個人情報の管理者は、個人情報を第三者に提供したときは、第三者提供に係る記録簿（様式２）を作成することとする。

３　前項の記録簿の保存期間は、３年とする。